

(午前10時5分開議)

1. 6月27日(第9日目) (正後12時45分散会)

2. 出席議員(17名)

1番 伊保清安	3番 石川真大
4番 渡名喜庸仁	5番 宮里敏行
7番 比嘉盛栄	8番 又吉正弘
10番 稲嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎岡正尊	15番 仲村春仁
16番 武所行男	17番 佐野真弘
20番 伊坂徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

3. 欠席議員(3名)

9番 棚原憲信	18番 比嘉義定
19番 宮成盛昌	

4. 議事説明員

市長 崎岡健一郎	助役 沢崎安一
総務課長 多和田真一	収入役 奥屋好永
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波蔵信三	農林課長 崎岡政光
商工課長 棚原盛真	都市課長 兼村憲昌
建設課長 高宮城早	消防長 大城仁幸
固定資産評価課長 武所正孝	
水道課長 仲村春盛	常務課長 奥里将弘

5. 議会事務局出席者
局長 末吉 健男 議事係長 所 著 真 由
書記 仲村 春夫 書記 比嘉 定治

6. 議事日程 (第9号)

日程第1 議案第9号 1971年度宜野湾市一般会計
支出予算

議長

出席16名であります。只今より第27
回宜野湾市議会第9日目。本会議
を開きます。(午前10時5分)

本日の議事日程は、予め配布した可
余裕がありませんので、本日の本会議規
則第16条の規定により、これより御報
告いたします。

日程第1議案第9号、1971年度宜野
湾市一般会計を占める予算以上の
通りであります。

議長

日程の第1議案第9号、1971年度宜
野湾市一般会計を占める予算を再
か議題といたします。本日はご入
部について、審議を進めます。

支出の部の第2款、没所費に対する
質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前10時7分)

再開いたします。(午前10時8分)

8番

3項の諸手当。その中の時間外勤
務手当について、質疑をいたします。
時間外勤務手当を時間数を計上
する場合には、各課から資料を提出

それだと思います。その時間で各課の
要求十分満たされてるかどうか。

総務課長

お答えいたします。各課からの要求は
この予算書に盛り込んでいます以上に乗
てありますけれども、69年度の実績を
見まして、38人ほどそれに近い数字を
計上してござります。

8番

各課からの要求については、基準な人
を以て時間数を決めてありますか。
又、それともその課長、関係課長の
予定表な人が提出されてありますか。

総務課長

各課からは、どういうふうにどういう
業務のたために時間外を必要であ
るといふふうな予算の要求を出して
もらっています。更に関係課長からの説
明を求めまして、それについて査定をし
ていく形でござります。

8番

内容に入ります。総務課の場合に
本年の予算で422時間計上され
てありますか。次年度にありましては
526時間予定されてあります。それで

総務課にあって、どういったようは100
時間以上の時間外かオーバー今年
より多く見積られておりますか。どう
いったような仕事内容でそういふ
うになったか。その点について。

総務課長

お答えいたします。総務課の場合は
復帰対策という立場からそういう法
外委員会、そういうものの復帰対策
に對する880-ドル 復帰対策委員
会の設置を予定して組んであります
けれどもそれに伴う職員の色んな
調査研究等には又、それのたゞの時間
外を要するだろうということで大體を
水に對して、200時間位は予定してご
ざいます。それが例年より大きくなった
主な理由でござります。

8番

復帰対策その点、又、あつちの研究調
査、こういうふうな御説明でございま
した。調査研究そのものは、例年も行
なわれていゝと思ひます。復帰対策
そのものが、今までと事業分量その
面から見た場合には、たゞほど予算
内容から見た場合に、次年度の予算
内容から予算案を見ました場合には、
復帰対策が計上されておられます。

それに対して100時間以上の時間
外か考えられますか。帰帰対策は時
間外に1かやる人ですか。

総務課長

そういうことではございませぬ。勿論
時間内でやるよう努力いたしますけ
れども、そういう本来ならば帰帰対
策についての二つの機構が必要でござ
いますけれども、現実といたしまして
そういう帰帰対策室とか、そういうこ
の考え方を「以上、現在、職
員でどうしても現業務を行なう
がう、そういうものをやるとなると
「そのことから、どうしても200時間位
いの、そういうものは必要いやな」と
いうふうに見込んでいる訳でございま
す。

8番

特に総務課の業務内容に違つた
点、今までの業務内容に違つた点ご
ざいますか。帰帰対策を除いて。

総務課長

帰帰対策を除いて、違つた点も申
しますと、現在は庁舎の増築中
でございまして、その中に市民
相談室を設けようとなつております。

その際総務課がその市民相談室を
担当して「く」というのが主に違つた点
でござります。

2番

市民相談室は、総務課の中にあ
りますか。

総務課長

は。

8番

一応又、後で伺います。次厚生
課、厚生課の場合には、546時間か
ら一挙に800時間になつてあります。
その前に相対的に時間外勤務と
うことは、正常のあり方ではな」とうこ
とを議会、予算審議のたがごと
各議員の方から質疑をなされてあ
ります。又、そういう箇所を行なわ
れてあります。そこで当時の答弁が
そのから1た場合には、第2地区の工
事があった。都計課の方に主に超勤
手当が「つてあるんだ」とうような
御説明がござりました。又、おの議
会、市民と「た」も、この第2区
画整理事業が、第2地区の事業が
終れば超勤もある程度へる人い
ないか。と、うような、大きな期待を持

うておりましたが、いかに知らぬこの事
算を見た場合には、そうだったのは、
全然違つておりましたので、特に留
意して私は質疑をいたす次第で
ござります。厚生課の説明を一つお
願ひします。

厚生課長

お答えいたします。厚生課の方と
いたしましては、いわゆる国民年金の新
しい事業がまゝりまいたので、それの
初めての事業でありますので、そうい
うの主な時間外に入つておるので
ござります。と申すのは、保険料
の徴収の場合に、色々種類がある
訳ですが、この保険料金の納付の
やり方ですか、いわゆる本人で直接
やるというふうなこともありますが、
一応新しい事業でありますので、こ
れが完納するようにというわけで一
応、納付書をおの職員が書きま
して、それを各個人に配布しまして、
銀行の方に納めてもらうようにとい
うわけで、一応3ヶ月に一回、そうい
うのがありますので、どうしても平常の業
務で済まない場合には、時間外で
もやつて処理をいたすというわけで
255時間を一応多くいたす。

8 番

要求はもってしてありましたか。

厚生課長

一応政府から示された基準といたしましては、いわゆる職員1人当り60時間というわけで、基準は定められております。

8 番

要求は別に変わってないですか、要求通りみただけですか。

厚生課長

要求よりは少し落してあると思っております。

8 番

厚生課の場合、今度人員増を定めてあるんじゃないですか。

厚生課長

はい、そうです。

8 番

その人員増の予定を見込めてこの時間外を計算されてるんですか。

厚生課長

はい、あ、う、ゆるぎを入れて、ですよ。

8番

今先の御説明によりますと、国民年金関係の事務が取り扱われてゐる中で、それだけ例年より250時間近く多くなつたんだと、うううな御説明でござります。しかしながら、国民年金の事務関係にあきまゝでは、増員されてゐると思ひます。それに対して私は国民年金に要するために現在、事務分量よりは、200時間以上も超勤してあげれば、いかな、という理由は通るゐると思ひますか。

厚生課長

一応業務量が多くなって、いれゆる相対的に業務量が多くなってゐりますので、どうして。

8番

多くなつたから増員した訳ではう。

厚生課長

そうですね、それと同時にですね、いれゆる3ヶ月に1回保険料を納めるといふような結局は、期限定められたものがありますので、どうしてさういうものをいへば、努力はいたしますか、それでもできる場合には、時間外をいへば、さういふことは、いれゆる

完納に近き保険料の徴収も1人として
「うまいでやってみたい」という訳でござ
います。いわゆる普通の業務量で
もいわゆるできる人だったら全部やつ
てみたい」というわけでござります。

8番

次、税務に伺います。税務の場合
には、先程の収入の面におきまして
も色々滞納整理、そういった問題
で色々質疑、そういった税金の徴収
そういった面にも議員から質疑が出
されております。しかしながら税務の
場合は、今年度と前年度の出勤を
見た場合、変わっておりません。いわゆる
8時間はされておりますが、950時間
で十分なる仕事ができるというよう
なものを考えて可か。

税務課長

これについては、勿論初めの通り要求
通りではございませぬが、予算が通り
努める所積りでござります。

8番

市長に伺います。施策の一
つにもあるかと思っておりますので、収入面
の滞納繰越金に付きまして、質疑
いたしたか。普通は今の65%を計

上さされておられますか。今年においては、60%計上してあります。そこでその超勤時間外勤務手当、そういったものの時間数との関連はないかどうか、いわゆる60%目標にしておきたい。別に税務の場合は、超勤は例年通りで……人だということはお考えでよろしいかどうか。現在市の滞納は30,000-余りあります。それをいかに滞納成績をよくし、その滞納額をなくするかということに市政担当者は努力しなければならぬと思っております。

市長

お答えいたします。各課に置きまして、できるだけ時間外をなくして、住民に奉仕をいたすことでございりますが、どうしても時間外をとらなければならぬ。各課もありませんで、特にこういう奉仕する立場から時間外をとってまでも市民のためにつくすということの方で取っております。特に税務の場合は、おっしゃる通り滞納もあります。時間外ももつと与えても税率を上げるということが、建前でございしますが、去った3月にはオートバイを買いました。機動力を發揮して、徴税のために一生懸命やっております。特に例年なかった徴税週間を年に

ニ回設けまして、徴税を徹底をはか
ると努力するといふふうに税務課で
も意見を述べています。この時間
では十分ではないと思えますが、一
生懸命努力すれば効果は上がる
人と思つておられます。

8 番

特に私からすれば、先ず徴税の面
をどういった面を強化することによつて、
そして市民に対しての還元をいかに
事業が十分できるかでござります。
そういう考えから立てた場合は、
徴税の力を入れて、そして収入も
どんどんふやし、そして市民への還
元もどんどんするといふようなあり方
が好ましいと思えます。そこ
でこれを眺めた場合、全体の課を
眺めた場合には、普通全課が時
間を多くされておられます。しかしながら
税務だけが少すか8時間、去年よ
りは超勤はオーバーしてありおせん。
そういう意味では、市長としては、去
年の実績、今までの実績で十分だと
いふようなお考えで税務に対しては
変える、そして税務の各課要求
通りはいつてなと思えます。税務か
らとてよくもつと要求はあったんじ
やないかと、そうお考えはおられますが、その

調整の中で税務はわづかしがされて
ありよせん。

税務課長

市長に代って、補足説明申し上げ
ます。従来2款で徴税関係で
予算組まれてありましたけれども、今
度71年度からは、徴税の方の時
間外が分けてござりますので、11款
の徴税費の中に443ドルという
徴税関係の時間外の平当を組ん
でござります。そういう意味で、実
績には400ドル余りの増でござ
ります。500時間組んでござります。
11款の徴税費の中に組んでござ
ります。2款の中に組んでおきま
す普通一般業務の徴税以外の時間
外でござります。この点補足説明
いたします。

8番

次、労務課の件でございます。労務課の
場合は、69年度が160時間、70年度
が203時間でござります。しかし
今年は一筆に716時間になってあり
ます。いわゆる約3倍以上でござ
ります。その点について、御説明願
うと思っております。

農林課長

御説明申し上げます。農林課の時間外が多くなった理由は現年度まで産業祭の予定が平日にやろうという計画で現年度まで予算組んであります。それで3月の定例議会で更正して、だいたい3月まであります。それとこの農林課の時間外でこのことは農林課職員だけのものではないです。産業祭に使用する、使う職員の時間外も全部含まれております。

8番

今までは産業祭は別だったのですが、産業祭は、例年行なわれて、今度初めてではございまして。

農林課長

この以前はフットボールを借りたためにフットボールを使用したため、時間外はそんなに入らなかったんですが、それで運動場でする場合、13人の準備が次回は11人になるので時間外も多くなります。それから尚、今度、71年度で農業実態調査の計画もありますので、その分も入っております。

8番
農業実態調査、これは時間外にや
る人ですか。

農林課長
「や、これは委託制度でありませうけ
ども、どうしてと準備のところにおて
来ると思ふ人です。

8番
聞くところによりますと、直野浜市の
場合は、農業普及員、それが相当配
置されてゐるようではございませう。知事
は、どうなつておられますか。

農林課長
は「。去つた11月から普及員が毎年
退職でその為にかゝる今まで来てあり
ません。それで去つた15日に課長から
の連絡では、15日に発令するといふ
連絡を受けております。

8番
御説明によりますと、11月から現在
まで、いわゆる7ヶ月間の普及員が配
置されてゐる。その件によつては、課
長なり或は市長なり政府に対し
て折衝したことはございませうか。

農林課長

はい、やっております。

8番

そして、それまでならなかった訳ですか。

農林課長

3〜4回位は行きましたけれども農業3級職の試験にパスした人が11名と11名で次の試験まで待たされてくると11名で今までのとおりになっております。

8番

15日に転任してこられた方は。

農林課長

琉大卒業してこられます。

8番

今先の問題に又、戻りますか。産業共進会がそこでまたある場合の時間外。

農林課長

あつたですね。前フオート3ローでやった場合は、前のかざりだけで済ましたものかですね。今度は舞台とか、それか、飾りつけと135.5.何で非常

に時間がかかると誤ります。それと尚土曜、日曜はさみすすので、そういった点で相当時間数がかかります。

8 番

一応、市長に所同、致します。産業共進会の件でございます。去年フォートジローで産業共進会を行なつて、17. その場合には、フォートジローをふれるような、11月に入りなような。市民が所1かけて来て、場所はせまうんだというふうな声がかかれた誤でございます。1か1ながら今度から運動場で露天で行なわれております。1か1ながらその出席人員は、どつて多かったですか。

市長

産業祭の場合、運動場でやった場合の3日間のそこに集った人員は相当の人員であると相当課は言つております。その場合フォートジローの場合は、畜産の出荷させて、そういう審査、そういうことはなかつた誤でございますが、運動場の場合、畜産の審査或いはそういう検査、色んな脈な人かの出荷がありまして、相当の人が集つて来たと思ひます。1か1産業祭の場合、担当課に所きまして

も、今にP.Rを、各自治会長さん
と連絡を取り、沢山集ってもらうと
いう考えでございまして、集りがあ
ったのを非常に残念に思います。
特に今後の問題として、各通
り会を中心に、この問題を進め
ていきたいと、思います。集りがそうなる
ことが、非常に残念に思っています。

8番

これに対して、起動から見た場合にも
市民からはあまり集まらなかったというこ
とは、あまり歓迎をされなかったという
ことで、いかなる人、市民から歓迎をさ
れたい。その場所でもです。しかも又、
経費にあっては、職員をわざわざ時
間外まで働かせて、或いは土曜なら
は、その日曜など、その休日も返上
させて、やってやったのに、市民からはそ
う受けてない、というような結果に終
つてあります。そういうことから、
場合に、今度の共進会も、やっぱり
露天、運動場でも、のような計画を
考えてみられませんか。

市長

はい。今度も運動場でも、まして、
今までの、まず、かかった費用を、十分研究し

今までの去った産業祭のような集りの
少なさを助成して行った」と思っ
ております。

8番

は。以上、次都計課を願ひし
ます。今まで1,043時間超勤が今
年は500時間になっております。その
辺は事業分量が減った、その矢は
解っております。しかしながら都計課
の場合は、政府の申請書類を以て
期間を決められた仕事、そのものが
非常に多い事でござります。それを未
だした場合に500でござりますか。
その辺、

都計課長

お答えいたします。十分で努力す
るつもりでござります。

8番

一つ時間がなくて、申請がなけれ
ば、政府交付金が無くなったとか、そ
うしたようなものはしないようにして
下さり。

次、建設課を願ひします。建設
課の場合は、397時間、69年度に
は、112時間、70年度に397時間、
今年は500時間でござります。そ

説明を願います。

建設課長

お答えいたします。20年度は300時間余りであります。これは、この時間では足りません。一応平備費から流用して使って、約500時間位は行っております。それで新年度もこれでまかなうんじゃないかとこのことであります。

8番

その点についてあれですか。建設課の出勤の場合には、現場監督をするために特に必要だということとは既に出勤か。

に説明されております。しかしながら前議会でもたびたび取り上げられたようにその監督の要すから道路のタームをやって2〜3日後には、その道路がこれだとそういうこともございまして、そういうようなことも二度とおこるような十分な監督を要する時間ですか。

建設課長

これは一応十分な監督を要すると思っております。

8 番

は。次住民課にお願いします。住民課の場合は、560時間、200時間にへうされております。その説明をお願いします。

住民課長

説明いたします。住民課の場合は、今度の場合は、1人の増員を見込まずして、それと時間外を落とすという訳ですが、増員ができていないという事になれば、時間を多くとるという状態になります。

8 番

は。

1 番

説明の33ページ、そこにあります広告料の800ドル、その広告の内容についてお尋ねいたします。何を広告するのか。

総務課長

これは、これという前提のありてはございません。色々入札の広告、或いは諸行事の広告ですね。産業祭とか色々新聞広告でござります。特定のものはございません。

1番
去年の実績は「くらですか。

総務課長
うよっと資料もってありますので
送って御説明いたします。

1番
主に新聞広告でよろしいですか。

総務課長
全部新聞広告でござります。

1番
34ページ。これの備品費に電子計算
機960ドルが計上されております。
この電子計算機の型客形、そこの
のを説明願います。

総務課長
カタログを送って持ってもらいたいと思
います。

1番
いや、説明でよろしゅうござ
ります。

総務課長
送って説明いたします。

1番

39ページの研究費：の旅費の分
ですか。自治大の3ヶ月1人同じく自
治大1ヶ月1人。それから帰郷対策研
修：ううのか旅費に計上されてお
りますか。自治大の3ヶ月と1ヶ月、こ
れは各々1人でございます。自治大に
行く場合の職員の選定、これをど
うのようになっていられるのです。

市長

お答えいたします。自治大に派遣す
る場合は、その学校から特に今度の
場合は、その事務研修とか、その研
修の内容が示されます。その時にそ
ういう職員を各課から募集いたし
まして、検討してやってまいります。

1番

現今の旅費の中の帰郷対策研修費
これは、特別に設けた研修ではな
いのですか。特別に設けられた帰郷対策
のための研修にあてるといことですか。
この研修地、その具体的な説明
をお願いします。

総務課長

これは、主に帰郷対策という立場から
本土研修を予定してのことでございま

して、まだ研修地ははつきりしてありません。

1番

同じ研修費の方の月刊紙代、研修のための方の月刊紙、という内容の月刊紙であるのか。

総務課長

これは色々ございまして、職員研修とか、自治春秋とか、自治セミナーというふうな地方公務員として、必要な月刊紙がござります。

1番

今先ぬも質問があったと思っておりますけれども、ツクページの報償費880ドル法外委員会費、復帰対策こうなっております。復帰対策に関するすべての（聴取不能）にこのことだと思っておりますが、これを880ドル組んだ理由、算定基礎、そういう面を今一度、具体的に説明願います。

総務課長

これは具体的な算定基礎は持っておりません。これから復帰対策についての研究委員会を設置したという、ことでは、これだけ係り組んであると

このことで明確な算定基礎資料は
持つてございませぬ。

一着

と申しますのは、現時点では、漠然
として（聴取可能）分らないと"3"
とで"す"か。

長壽縣志

は、そうで可。

一、番

その下にあります。住民実態調査、と
ういう調査をなされるのであろうか。
1,000ドルの予算が計上されてありま
す。特別に今までなかった。住民の実態
調査をするのであろうか。御説明を希
望いたします。

佳辰靜長

所答之いたします。住民登録の実態
 調査と云うものは、条例にある通り年
 ノ回やらなければならぬと云うふうに
 あります。今までに行なった実態調
 査と云うのは、一斉調査と云うのは今
 までにならぬ人ですが、部分的な調査
 をやっております。今度の場合は、一
 斉調査ということ、金額の上からは
 上つておりますが、

1番

了解します。管理費の中の維持修繕費、工事積立費のところに洗車場コンクリート叩き、宿直室両戸、その他、この洗場200ドル、宿直300ドル、これは改修でございませうか。

総務課長

宿直室、その他については、庁舎の維持修繕費でございませう。洗場については今の市の駐車場のところに洗車場を作りたいという事でございませう。

1番

今までは、どういう。

総務課長

洗場というのは、すぐ今の石粉の上でございませうので、色々不便になるので、全部駐車場もコンクリートにしてですね、更に駐車場を作りたいという事でございませう。

1番

以上で終了です。

議長

休憩いたします（予定10時55分）
再開いたします。（11時？分）。

議長

3款も含めて、質疑を願います。

11番

まだ、すっきりしない点がございます。39ページの6項1目 研修費の旅費について同様に致します。研修費の問題につきましては、いつも議会から指摘されてくることは、十分御承知だと思っております。と申し上げるのは、予算を計上する場合、ただ無計画のまま、計上されてあるような従来通りであった誤りでございます。そこでそれに対しては、当然今年度の施政方針に基づいて、宜野湾市において、一体どういったような事務の改善、或いは又どういったような事務を職員に研修させるべきであると言ったような根本的な問題を取り上げて、それに基づいて、裏付けの予算でござります。先程の御説明によると、まだ具体的な計画もないというのに予算は取ってあると云ったようなことでござりますか。一体この研修計画なるものがあるのかどうか、これについて市長に同様にします。

市長

お答えいたします。本年度はこうに
出していただく計画してある訳で
ござります。

11番

どういったような内容の計画を持っ
ておられますか。例えば事務改善なら
は、納税の面の事務を重要的に
やるのか、或いは又、事務機械の研
修をさせるのか、或いは還帰に備
えて、宜野湾市にどういったような問
題があるからその問題について本土
に派遣して研修させるというような
ことが必ずあるはずであります。

市長

次年度の場合は還帰に備えて本
土法に移行されるもので、自治のあ
らゆる面の研修をされたと思います。

11番

これは、いったいどのような方法で、誰
をそれにあてて研修させるのか、そ
ういう計画がありますか。

市長

誰をということは、これからでござ
ります。

11番

まだどこまでは計画してあるという
ことですか。

市長

そうですね。

11番

いや、上の自治体の研修については、毎年自治体に行っておりまして、総合的な問題を研修させるのであるか、或いは、又、役所事務の改善のためにどの部分、どの分野を主に研修させるのであるのか。

市長

これについては、自治体の教室の関係もありまして、沖繩にあるのがあります。そして、今度の場合は、市長会を通じて、学校、何課、何者をも一つ推せんとしてくれというふうに推せん依頼が出て来る訳でございます。

11番

宜野湾市には、どういったような分野、ただ向うから割りあててから、割りあてが来れば、

市長

今度の場合は、市長会としても、どう
いう分野の研修をさせようとということ
になっております。

11番

どういうようにやってありますか。

市長

還帰に備えての各事務関係の研修
でござります。

11番

これは何か具体的に研修科目とか
或いは、そういうものが、具体的に
ござりますか。

市長

向うから指示された訳でござります。

11番

これは市長としては、宜野湾市に於
ては、還帰に備えて、その行政事務
の研修をさせようということである
ので、例えは「研修科目とか、そうい
ったものか」ですね。あって初めて研修
のための派遣が私はなされるわけば
ならないと思っておりますか。

市長
近來学校の都合で向うから派遣は
こつた希望通りは「かな」訳でござ
います。

11番
希望通りは行く「かな」は別と
ま17 宜野湾市と17は、どう「つたよ
うな分野 例えは」復帰に備えて
どの部分の事務を今年度は重要
的に研修を行なわれぬと「つたよ
うな計画は持っておりませんか。

市長
この研修の場合には、たえず「かな
る研修に13、今度の場合は、こ
うものを重要的にやってみなさいと
「うふうに17、何人何人の行く人
に対しては、言っております。

11番
ですから今年度は、どう「つたよ
うな具体的な問題を研修科目と
17、皆さんと17は、考えておりますか。

市長
あつしゃる通り、今年度の場合には、
どう17を2年復帰という段階機
構の改善、色々な問題が出て来る

と思います。そういう意味で重要な
にそういう問題を中心にさせていき
たいと思っています。

11 番

これは復帰対策の研修ですか、自
治体の研修ですか。

市長

自治体の研修もそういうことになっ
て来ると思います。

11 番

現時点においては、まだ漠然として、
復帰に備えて、様々の問題、或
は又、その他の問題という事になっ
て、これは当然その具体的な計画の
面については、まだまだ私は理解して
ありませんが、これは皆さんとしては、研
修派遣する時点までには必ずしも具
体的にどの職員をどういう研修科
目を持って派遣をするというような計
画が立てられますか。

市長

一応は派遣が決まれば立てられます。
どういうことをやるという事に対しま
しては、

.....

11 番

派遣が決めれば、どう皆さんと17は
どういう意味で派遣する意思は十分も
つておられる人いやな"ですか。

市長

そこで特に自治大から今度は係長
級の何年以上のものをというふうな色
々と条件がある訳でござります。

11 番

これは、いつですか。

即 答

で今の件につきま17は、補足説明
申し上げます。自治大の場合には、一
部2部、3部という制度がございま
す。1部は大体初級、一般職員を
対象に17、6ヶ月間であります。そ
れから2部の場合は、大体係長級で
あり17、3ヶ月間であります。それから3
部の方は管理職、課長以上三役
になります。これ1ヶ月でござります。
そしてこの開校日は決っております。
毎年、これは1部、2部、3部という各々
決っております。それで大体沖縄から
人員が割りあてられますので、沖縄に
対して人員割りあてられます。そうす
ると、これを市町村、会とそれから政

府の方で各市町村に応募するよう
通知がきまして、そしてそれによって推
せんを各市町村する訳でありますか
殆んど割り当て人員以上に応募者
があるために選考されるか、いわゆる
実際に採用、入校するかどうかどう
か、実際の結果がでなければなりません
予測することか、できる訳であります。
そういふ意味で大体その内容は一部
の方は職員としての教養であります
ので、それはすべて法令関係で全部
一般事務的である、特に専門職とし
てこれといふことはございませぬ、この
もそうでございします。それから、一部の
場合は管理職としての資質の要請
でありますので、管理運営等につ
いての内容だと思っております。それで、これは予
算は、或いは誰をやるかといふことが
決つてゐない、事情はさういふところに
原因がある訳であります。それから、そ
の外の研修につきましても、市長が説
明がありましたように、帰郷対策として
特に本土の市町村にある、行方不明
である業務が、現在、沖縄の市町
村にある、行方不明である業務は、
これは市、或いは町村等によつても差
別、いろいろの格差がありますけれども、
直野湾市として、市であります以上
と、ういふ分野は、事、新しく入つて

くるが、そういふものについては大体解
つては、いふまでもなく内容も全然解
りませう。そういふところの研修を
させるために先ず課長クラスそれから
係長クラスをこの面、これは事務研
修にやなくして、視察をさせたという
考え方があります。大体二週間位、
内外視察研修をさせたというわけで
派遣先についても又、人選についてもまだ
やっておりませうが、予算が成立したし
ますと、すぐこの面について派遣の準備
にかかりたいという考え方があります。

11 番

帰郷対策のために研修や或いは視
察をするというにとりあえず結構なこと
であります。しかしながら我々が議会
や当局、今までに三役、或いは又市長
の場合は、毎年本土に行っております。
たゞごとくに本土の色々な行政運営
の状態、資料を持って帰ってきてあり
ます。特に議会議員の研修にあ
いては議会研修報告の中で帰郷
に備えて、早目に本土の市町村の制
度の法的には移行できるというところ、
移行できるような準備体制を整え
るべきであるといったようなところ、
資料を持って帰っております。しかしな
がら果して、実際にそう、いふところ、

資料にある程度、課長の皆さんで或
いは又職員、皆さんが、それに基いて
検討をし、そして、直野湾市の事務改
善をなされたかについては、非常に疑
問を持ってあります。その資料を
ますもとにして、自分等も勉強し或
は研修をしてでも、そしてどこに疑問が
ある場合、或いはそれでは足りない
場合も、重層的に、~~内~~車内的な立
場から私は研修をするのか、合理的
であり、或いは効果的であるというふう
に考え、誤であります。一体今までに
どのような資料に基いて、どの程度各
さんとして、研究をし、或いは、それから本
土の一面とどの程度直野湾市の行
政運営に並かに行政事務の面に反
映してこられたかどうか、それについて、先ず
市長に伺い致します。

市長

一応、助談に答えておきたいと思
います。

11番

基本的な考え方で、もしなければ
ないで、人々です。参考にならなかつた
というものであるならば、それでいいし、
又、参考にした人だが、どうにもならな
かつたということがあるならば、結構で

あります。

市長

一応、今までの長、経験で色々あると思うのでござりますから、助役から答弁させます。

助役

いや、今研修の効果などの位、現われたかというところにつきまして、二、三具体的な問題を申し上げます。住民課とそれから選挙管理委員会、税務課の横の連れの問題、いわゆる住民の把握の問題、転入転出等の問題について、各課ばらばらの資料を齟齬があるというようになるところに非常に改善すべしであるという観点に立てまして、そういう面の研修を一応三課長一揃にやります。その面もだいぶ改善されていきます。色々住民課の方で転入転出がある場合には、それを複写しまして、各々関係の部課に送付するということのようなやり方をしております。それから今年度の去った69年度の決算の審査のときから添付書類として提出したてであります。このところの業務報告でござります。これも当然、本土復帰すれば、法に基いて、ああいう業務報告をなさ

なまや「かな」と今の場合、沖縄に
あつて、まだ法律的に事務的な書類
にはなつておりましたが、当然本
土に帰すれば、さういふものは、法制さ
れまうので、それも既に取り入れて
て、実施したてゝいる訳であります。こ
れによつて、一目瞭然、一ヶ年の業務
の市が行なつた業務の内容が十
分住民に解つてゐたわけと、うよ
うな志の方でもつてやつてあります。
具体的な例を申し上げると以上の
ようなものがある訳であります。目
に見える一面は、沢山理わけて来てあ
る訳であります。

11 番

この面については、今改善された面
については、本土のどの市町村、どの市を
視察して、そいつを参考に取入れたか、

助 張

これはやりました課長は、厚生課長、当
時の税務課長、現在は退職してあり
ますが、それから元の住民課長、現在の
商工観光課長であります。だいた
い、西の方で池田市、育藤市、川西市
でござります。

11番
 その市の業務をそのまま参考にして今
 改善したいというふうによろしくござ
 います。

即 答
 はい。それを持参帰りまして、これを生
 かした訳でござります。

11番
 そうしますと、外の例は、今までの議
 員の研修だとか、外の三役の色々な
 視察やういつたものから直接事務
 改善、並かに合理化、本土の状態を
 そのまま参考に、検討した面ござ
 いますか。

即 答
 これは、事務改善に当たりますと、単なる
 ただ視察だけでは済まず、ちよつとそれ
 だけ理解するのは、あつかしいんじや
 ないかと思う訳です。実際は実務研
 修をある程度させんとすべし、制度
 ということば、直感的には、解るがも
 知れませんが、これを実際に取り入れ
 るということになると相当、色々な関
 連する業務と、色々なつながりもありま
 すので、これを成案として実際に取り入
 れるという、ことになると、なかなかあつか